

社会保険 しまね

No.795

平成27年
1月号

助け合い 生きる安心 社会保険



松浦満《流れ》 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

初春

年頭にあたり新年のご挨拶を申しあげます

旧年中は、当協会、並びに社会保険委員会事業へのご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました

一般財団法人として3年目に入ります。社会保険制度の普及・推進をめざして広報や研修事業の展開と共に、会員事業所の皆様へ事務の手引きとなる資料の配付や、健康づくり事業等の支援に全力を傾注して参ります。

本年もなおいつそうのご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申しあげます。

一般財団法人

島根県社会保険協会

会長 森 省作

(島根県社会保険委員会連合会長)
(松江社会保険委員会会長)

島根県社会保険協会

出雲支部長 瀬島 徹

(出雲社会保険委員会会長)

島根県社会保険協会

浜田支部長 沖田 幸雄

(浜田社会保険委員会会長)

年頭にあたり
新年のご挨拶を
申しあげます

日頃から健康保険・厚生年金保険事業へのご理解、並びにご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年も、皆様に安心していただける健康保険・年金保険事業の運営に邁進する所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会 島根支部

支部長 大塚 正明

日本年金機構 中国ブロック

島根事務センター

センター長 鳥山 元秀

日本年金機構

松江年金事務所

所長 笹岡 功

出雲年金事務所

所長 乙社 修司

浜田年金事務所

所長 太田 明秀

日本年金機構からのお知らせ

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

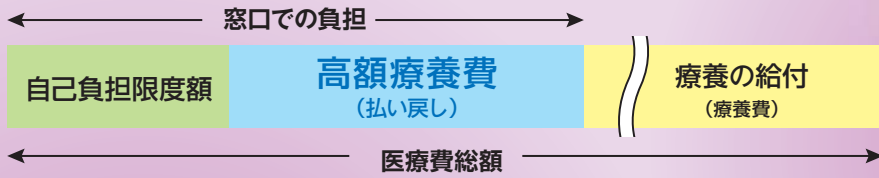
出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地 区	日 時	会 場
松 江	2月19日(木) 13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)※
出 雲	2月24日(火) 13:30~16:00	出雲市民会館(302研修室)
浜 田	2月 6日(金) 13:30~16:00	浜田年金事務所

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

高額療養費制度の改正について

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分について、あとから払い戻される制度です。



制度改正により平成27年1月から70歳未満の自己負担限度額の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。

平成26年12月診療分まで

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※
① 区分A (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
② 区分B (区分Aおよび区分C以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③ 区分C (被保険者が市町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

「区分A」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分A」になります。

平成27年1月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※
① 区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 区分イ (標準報酬月額53万円~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分ウ (標準報酬月額28万円~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ (被保険者が市町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※多数該当：高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12カ月間)で3月以上の場合における、4月目(4回目)からの自己負担限度額

平成27年1月診療分の高額療養費の支給例

例) 1か月の総医療費が100万円、
窓口負担が3割負担(70歳未満)、
標準報酬が32万円の場合

標準報酬月額が32万円の場合は「区分ウ」に該当しますので、自己負担限度額等は以下のとおりです。



▶自己負担限度額
80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円
▶高額療養費
300,000円-87,430円=212,570円

●限度額適用認定証をご利用ください

入院の予定があるなど、あらかじめ医療費が高額になることがわかっている場合は「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提示をしておくことで、医療機関ごとのひと月の支払い額が自己負担限度額までとなり、窓口での支払いの負担を軽減することができます。上記の支給例の場合、医療機関の窓口での支払額は87,430円となり、高額療養費の申請は原則不要となります。

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



お願い

日本年金機構にご提出いただくべき申請書等が、協会けんぽに提出されるケースが増えています。提出先をお間違えになると、回送等の日数がかかるため、その分被保険者証の発行等が遅くなってしまいます。ご提出の前に今一度、提出先をご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、申請書等の提出先については、ホームページでご確認ください。

年金相談のご案内

2月~3月

相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

【手話による年金相談】浜田年金事務所

毎月第4木曜日・第2土曜日
(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

※大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

地	区	会	場	相 談 日	
松江	奥出雲町	仁多庁舎		2月 6日(金)	3月 9日(金)
		横田庁舎		2月20日(金)	3月23日(金)
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター		2月 4日(水)	—
				2月 5日(木)	—
出雲	大田市	大田市役所*		2月13日(金)	3月12日(木)
				2月25日(水)	3月25日(水)
浜田	益田市	益田市民学習センター		2月12日(水)	—
	津和野町	津和野町日原公民館		2月27日(金)	—
	吉賀町	六日市庁舎		—	3月20日(金)

厚生年金保険・健康保険関連の書類郵送先について

厚生年金保険・健康保険(適用関係)の各種届書等の郵送は、**島根事務センター**への直送をお願いします。

松江・出雲・浜田の各年金事務所でお預かりした届書等は、現在、島根事務センターで、審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。届書等を事務センターへ直送していただくことにより、事務処理がこれまでよりも早くなり、少しでも早く健康保険被保険者証や通知書等をお届けすることが可能となります。

厚生年金保険・健康保険(適用関係)の届書等

資格取得届・資格喪失届・被扶養者(異動)届・被保険者住所変更届・被保険者氏名変更届・賞与支払届・報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書・事業所所在地名称変更届・事業所関係変更届など



〒690-8536
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階
日本年金機構 島根事務センター

健康保険の給付関係・被保険者証再交付関係・任意継続・健診関係等の各種申請書等の送付は、これまでどおり、**協会けんぽ(全国健康保険協会)島根支部**へお願いします。なお、事務センターでは窓口業務を行っていないため、**電話・来訪によるお問い合わせ、窓口での提出**は、これまでどおり**年金事務所**にお願いします。

(一般財団法人)島根県社会保険協会からのお知らせ



冬期の助成制度についてのご注意

温泉施設、並びに、健康づくりDVDも、新規施設や、新しいDVDがありますのでご利用ください。なお、スキー場リフト券助成につきましては、昨年度から、「お一人様1回のみ」とさせていただきます。

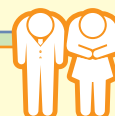
また、今年度から、リフト券の利用期間については2月20日までに使用されたものを助成金の対象としましたので、「リフト券助成金請求書」の送付の際にはご注意ください。



平成27年度版「社会保険の事務手続」について

平成26年度から、会員事業所(26年度会費納入事業所)で、事前にお申し込みを頂いた事業所に直接送付させて頂きました。平成27年度も同様に計画しています。「平成27年度会費の納入について」の封書に、「平成27

年度版社会保険の事務手続申込書」(はがき)を同封しますので、これにより申し込んでください。
各年金事務所等により開催される「社会保険事務説明会」では配布していませんので、ご注意ください。



平成27年カレンダー(兼ダイアリー)について

昨年11月20日、当協会のホームページで配布のご案内しましたが、昨年末時点でもう少し残がございますので、ご希望の方ははがきにより、①「平成27年カレンダー」希望、②事業所所在地、③事業所名 ④電話番号の4点を記載して、当協会へお送りください。



島根県の状況 <速報版>

(平成26年9月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,810 事業所	11,579 事業所
船舶所有者数	89 事業所	—
被保険者数	男性	97,704 人
	女性	70,514 人
	坑内員	4 人
	船員	979 人
被扶養者数	—	106,042 人

厚生年金の受給権者数(26年9月末)	248,750人
年金額(26年9月末) (年金額には、基礎年金額、並びに停止額を含む)	2744億50百万円
健康保険の給付件数	244,138件
健康保険の給付額	31億13百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻795号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部
2015.1.15発行 ※次回の発行については平成27年3月を予定しています。